

第 10 回南丹市環境審議会 議事録

日 時	平成 28 年 12 月 16 日(金) 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	南丹市役所 3 号庁舎 防災会議室
出席者	【委 員】 <出席> 丹羽英之会長、小中昭副会長、宇野齊委員、藤田良則委員、松山豊樹委員、 宮田洋二委員、松田清孝委員 以上 7 名 <欠席> 阜正是委員 以上 1 名 【事務局】 (南丹市) 市民福祉部 弓削部長 市民環境課 石田課長、稲荷課長補佐兼環境衛生係長、平井主任、 足立主事 (委託事業者) 株式会社 サンワコン 森主任、吉川主査

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事

(1) 既出意見のとりまとめについて

【会長】

まず、『議事 1) 既出意見のとりまとめについて』の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

1) 既出意見のとりまとめについて

資料 1、計画素案により説明

【会長】

既出意見のとりまとめについて、質問等あればお願いします。

《質疑応答》

【委員A】

計画素案のP3の図と図のタイトルが重なっているので修正した方がよいと思います。

【回答：事務局】

修正させていただきます。

【会長】

区域施策編について、各部門の排出量詳細については資料編に記載予定となっておりますが、本編とは別に資料編を作るといえることでしょうか。

【回答：事務局】

前計画と同様に本編の最後に資料編をつける形にしたいと考えております。計画を配布する際は、資料編も合冊になったものを配布させていただきます。

【委員A】

計画素案のP9のJR山陰本線の乗車人員の推移の表について、平成22年度の八木から園部にかけて小数点が表示されていること、また、合計値が合わないので修正した方がよいと思います。

【回答：事務局】

データを確認し、修正させていただきます。

【委員A】

農林水産物の地産地消の中で、特別栽培米など栽培方法についての記載はありましたが、それを特産品としてどう扱っていくかなど、具体的な内容を記載した方がよいと思います。また、「特別栽培米」とはどのようなお米でしょうか。

【回答：事務局】

農林水産物の地産地消に関しては、p52の数値目標「③特別栽培米耕地面積」やP54～55で南丹ブランドの確立といった内容を記載しています。

「特別栽培米」とは、農薬や化学肥料の量を通常の栽培方法で使用する量の5割以下に抑えて栽培したお米のことで、園部の道の駅などでブランド米として販売されています。

【会長】

特別栽培米については注釈を入れていただいた方がよいと思います。

【委員A】

八木地区で行われている乳酸菌米なども特別栽培米に含まれるのでしょうか。現在、取り組みが進んでおり、数値目標に含めていただければ生産者の意識を高めることにも繋がると思います。

【回答：事務局】

乳酸菌米は含まれませんが、八木地区の場合は、家畜の糞尿由来の堆肥や液肥を利用した農産物の栽培を行っています。今後、環境に優しい農業を普及させていくことを目指して、「特別栽培米」を数値目標として示しております。

【会長】

数値目標の資料の中で特別栽培米に関しては農政課が担当するとなっておりますが、既に取り組みが進んでいて、基準としては農薬等の使用が5割減のものを対象にしているという理解でよいでしょうか。

【回答：事務局】

その理解でよいです。該当する耕地面積については、農政課が毎年把握しています。

【委員B】

農林水産省が特別栽培農産物に関するガイドラインを出しているのです、それに該当するものを把握しているのだと思います。

【委員C】

計画素案のP86の取組①、市の取り組みの中で「各種環境マネジメントシステムの情報を提供し、認証取得を支援します」となっていますが、支援に金銭的な支援も含まれるのでしょうか。また、この文章以外にも「支援します」という表現がありますが、同様の解釈でよいでしょうか。

【回答：事務局】

情報提供による支援を想定していますので、表現を修正させていただきます。

【委員C】

計画素案のP57、58に区域施策編に関連する施策を記載していますが、その内容は区域施策編の取り組みのどこに該当するのでしょうか。

【回答：事務局】

計画素案のP57、58の施策と区域施策編の取り組みで整合がとれるよう内容の精査をさせていただきます。

(2) 重点プロジェクトについて

【会長】

続いて、『2) 重点プロジェクトについて』の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

2) 重点プロジェクトについて

資料2により説明

【会長】

重点プロジェクトについて、質問等あればお願いします。

《質疑応答》

【委員A】

計画素案のP61の図のタイトルに「重点プロジェクト抽出の考え方」とありますが、このタイトルだと、タイトル下に考え方についての記載が続くように捉えられる可能性があるため、

見直した方がよいと思います。

【回答：事務局】

タイトルを「重点プロジェクト抽出の流れ」に変更させていただきます。

【委員A】

計画素案のP62の重点プロジェクトについて、書いてある項目は理解できるのですが、誰が何をどのように進めていくのかといった具体的な内容を資料編に盛り込んだ方がよいのではないのでしょうか。

【会長】

重点プロジェクトとして挙げるからには、確実に進める取り組みとして、誰が何をどのように進めていくか、どのように具体性を持たせていくかが重要だと思います。具体性を持たせて考えた時に、全てを実施することができないのであれば、出来るプロジェクトのみを記載した方が計画としても意味があるのではないのでしょうか。計画全体としては出来そうなことを広く網羅することが重要だと思いますが、重点プロジェクトに関しては確実に進めていく取り組みを示すことが重要だと思います。

【委員C】

計画素案のP62、63のプロジェクトについて、他のプロジェクトより記載内容が少ないのに1番目に持ってきたのは何か拘りがあるのでしょうか。ある場合、もっと内容を増やした方がよいのではないのでしょうか。また、取り組み主体について、記載の仕方が統一されていないため、統一させた方がよいと思います。

【回答：事務局】

重点プロジェクトの掲載順について、プロジェクト2と3については、現時点で既に事業を進めているものになっており、今後も継続して推進・拡充していくものとして示しております。プロジェクト1については、ほぼ未着手であり、市民や市民団体を巻き込んでの取り組みになるため、実施が非常に難しいと考えています。しかし、計画を推進する上で積極的に進めていく必要があることから1番目に記載しております。プロジェクト1の内容についてはこれ以上記載することが難しい状況ですが、記載内容・書き振りを含めて再度検討させていただきます。

【会長】

取り組み主体について、以前の計画には各主体の取り組みが示されていましたが、今回はそれがなく、全て市が行う取り組みのように捉えられてしまうのではないのでしょうか。

【回答：事務局】

記載している内容について、多くは市が主体となって取り組むこととして示していますが、市単独で実施できないことも多々ありますので、事業者や地域で環境保全活動を行っている方との協力も必要であることが分かるよう、文言を修正させていただきます。

【委員C】

参考1の資料の中で「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金等を活用して、大学と地域の連携したごみ収集が行われています」とありますが、詳細を教えてくださいませんか。

【回答：委員D】

日吉地区で行われていた取り組みで、まちづくり活動支援交付金の取り組みの一環として、

大学生を呼び、ごみ収集などを実施していたものがそれに当たると思います。

(3) 計画の推進及び数値目標について

【会長】

続いて、『3) 計画の推進及び数値目標について』の説明を事務局の方からお願いします。

《事務局説明》

3) 計画の推進及び数値目標について

資料3、計画素案により説明

【会長】

計画の推進及び数値目標について、質問等あればお願いします。

【委員C】

計画素案のP95の推進体制の図について、「国・県」となっていますが、「国・府」に修正した方がよいと思います。

【回答：事務局】

「国・府」に修正させていただきます。

【委員C】

数値目標について、再生可能エネルギーの売電契約数の目標の根拠は理解できますが、根拠値のまま1,469といった中途半端な数字を目標にするより、1,500など、キリの良い数字を目標にした方が分かり易いと思います。

【回答：事務局】

各数値目について、キリのよい数値に修正させていただきます。

【会長】

数値目標について、耕作放棄地は目標値を達成したため削除していますが、今後も継続して確認する必要はないのでしょうか。また、推進体制の「南丹市環境パートナーシップ会議」について、誰が何をするのか見えづらいため、実行性のある推進体制を検討してほしい。

【委員A】

南丹市環境パートナーシップ会議は、前期計画時に何回か開催しています。会議の内容としては自分たちに何が出来るかを考える場であり、具体的な取り組みの評価などは行っていませんでした。

【回答：事務局】

推進体制について、委員Aから説明があったとおり、前期計画時に南丹市環境パートナーシップ会議が行われており、また、庁内推進会議についても要綱で設置が定められています。前期計画では庁内推進会議が行われませんでした。今回は南丹市環境パートナーシップ会議を含めて原案に示した通り推進していきたいと考えています。

【回答：事務局】

耕作放棄地については、農政課で毎年耕作放棄地面積の把握・検証・対策を行っており、年々耕作放棄地の面積は減少傾向にあります。これらを勘案し、耕作放棄地というマイナスイメージの数値目標からプラスイメージの数値目標である特別栽培米に変更させていただきました。

【会長】

山間部の農地についても耕作放棄地が減っているのでしょうか。また、市で耕作放棄地をビオトープとして活用するような取り組みは行っているのでしょうか。

【回答：事務局】

大型の機械が入りづらい山間部の農地については耕作放棄地が残っているところもありますが、農林水産省が行っている中山間地域等直接支払制度の活用や農地にコスモスを植えるなどして、地域が協力して農地を保全する取り組みを進めています。

耕作放棄地をビオトープとして活用する取り組みは行っていません。

【会長】

コスモスを植えるなど、耕作放棄地を活用している面積の把握が可能ならばプラスイメージに繋がるので、数値目標を変更することもありだと思います。

【委員C】

耕作放棄地を活用している面積を数値化するのは中々大変だと思います。

(4) その他計画の内容について

【会長】

続いて、『4) その他計画の内容について』、質問等あればお願いします。

《質疑特になし》

4 その他

【事務局】

本日いただいた意見につきましては、早々に計画に反映させまして、修正案を委員の皆さまに送付したいと考えております。また、この修正案をパブリックコメント資料として、12月22日より公開を予定しております。資料については、市のホームページに掲載するほか、本庁、各支所で閲覧できるように準備を進めております。

パブリックコメントの意見募集については、平成29年1月10日から31日までを予定しております。委員の皆さまにおいて、計画に関する意見等がございましたら、パブリックコメント期間中に意見の提出をお願い致します。また、パブリックコメントで頂いた意見と市の意向につきましては、市のホームページ等で公開させていただきます。

次回審議会については、2月8日（水）の午後ということで調整させていただきます。

5 副会長挨拶

6 閉会